

宿 泊 約 款

くつろぎの宿

ねぎや

陔 楓 閣

〒651-1401 神戸市北区有馬町1537-2
TEL(078)904-0675 FAX(078)903-0644

(摘要範囲)

第1条 当館(旅館)が宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとします。

2. 当館(旅館)が、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約を優先するものとします。

(宿泊契約の申込み)

第2条 当館(旅館)に宿泊契約の申込みをしようとする者は、次の事項を当館(旅館)に申し出ていただきます。

- (1) 宿泊者名
- (2) 宿泊日及び到着予定時刻
- (3) 宿泊料金(原則として別表第1の基本宿泊料による。)
- (4) その他、当館(旅館)が必要と認める事項

2. 宿泊客が、宿泊中に前項第2号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当館(旅館)は、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申込みがあったものとして処理します。

(宿泊契約の成立等)

第3条 宿泊契約は、当館(旅館)が前条の申込みを承諾したときに成立するものとします。ただし当館(旅館)が承諾をしなかったことを証明したときは、この限りではありません。

2. 前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間(2日を超えるときは2日間)の基本宿泊料を限度として当館(旅館)が定める申込金を、当館(旅館)が指定する日までに、お支払いいただきます。

3. 申込金は、まず宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第6条及び第18条の規定を適用する事態が生じたときは、違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば第12条の規定による料金の支払いの際に返還します。

4. 第2項の申込金を同項の規定により当館(旅館)が指定した日までにお支払いいただけない場合、宿泊契約はその効力を失うものとしています。

ただし、申込金の支払期日を指定するに当たり当館(旅館)がその旨を宿泊客に告知した場合に限ります。

(申込金の支払いを要しないこととする特約)

第4条 前条第2項の規定にかかわらず、当館(旅館)は、契約の成立後同項の申込金の支払いを要しないこととする特約に応じることがあります。

2. 宿泊契約の申込みを承諾するに当たり、当館(旅館)が前条第2項の申込金の支払いを求めなかった場合及び、当館申込金の支払い期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

(宿泊契約締結の拒否)

第5条 当館(旅館)は、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。

- (1) 宿泊の申込みが、この約款によらないとき。
- (2) 満室(員)により客室の余裕がないとき。

(3) 宿泊しようとする者が、宿泊に関し法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。

(4) 宿泊しようとする者が、暴力団、暴力団員、暴力団関係団体又は、関係者、その他反社会的勢力であるとき。

(5) 宿泊しようとする者が暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人、その他の団体であるとき。

(6) 宿泊しようとする者が法人で、その役員のうちに暴力団員に該当する者がいるとき。

(7) 宿泊しようとする者が当館(旅館)もしくは当館(旅館)従業員に対して暴力的要求行為を行い、あるいは合理的範囲を超える負担を要求したとき。

(8) 宿泊しようとする者が、伝染病者であると明らかに認められるとき。

(9) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。

(10) 宿泊しようとする者が泥酔等によりほかの利用客に迷惑を及ぼすおそれのあるとき。ほかの利用客に著しく迷惑を及ぼす言動があるとき。(兵庫県旅館業法施行条例 第10条の規定する場合に該当するとき)

(宿泊客の契約解除権)

第6条 宿泊客は、当館(旅館)に申し出て、宿泊契約を解除することができます。

2. 当館(旅館)は、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は、一部を解除した場合(第3条第2項の規定により当館(旅館)が申込金の支払期日を指定してその支払いを求めた場合であって、その支払いより前に宿泊客が宿泊契約を解除したときを除きます。)は、別表第2に掲げるところにより、違約金を申し受けます。ただし、当館(旅館)が第4条第1項の特約に応じた場合にあつては、宿泊客が宿泊契約を解除したときの違約金支払義務について、当館(旅館)が宿泊客に告知したときに限ります。

3. 当館(旅館)は、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の午後9時(あらかじめ到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を2時間経過した時刻)になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。

(当館(旅館)の契約解除権)

第7条 当館(旅館)は、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。

(1) 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、又は同行為をしたと認められるとき。

(2) 宿泊客が伝染病者であると明らかに認められるとき。

(3) 宿泊に関し合理的な範囲を超える負担を求められたとき。

(4) 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。

(5) 暴力団、暴力団員、暴力団関係団体又は、関係者、

その他反社会的勢力であるとき。

(6) 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人、その他の団体であるとき。

(7) 法人で、その役員のうち暴力団員に該当する者があるとき。

(8) 利用者が当館（旅館）もしくは当館（旅館）従業員に対して暴力的要求行為を行い、あるいは合理的範囲を超える負担を要求したとき。

(9) 宿泊しようとする者が泥酔等によりほかの利用客に迷惑を及ぼすおそれのあるとき。ほかの利用客に著しく迷惑を及ぼす言動があるとき。（兵庫県旅館業法施行条例 第10条の規定する場合に該当するとき）

(10) 寝室でのたばこ、消防用設備等に対するいたずら、その他当館（旅館）が定める利用規則の、禁止事項（火災予防上必要なものに限る）に従わないとき。

2. 当館（旅館）が前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客がいまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。

（宿泊の登録）

第8条 宿泊客は、宿泊日当日、当館（旅館）の客室において、次の事項を登録していただきます。

- (1) 宿泊客の氏名・年齢・性別・住所及び職業
- (2) 外国人にあつては、国籍・旅券番号・入国地及び入国年月日
- (3) 出発日及び出発予定時刻
- (4) その他当館（旅館）が必要と認める事項

2. 宿泊客が第12条の料金の支払いを、旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等、通貨に代わり得る方法により行おうとするときは、あらかじめ前項の登録時にそれらを提示していただきます。

（客室の使用時間）

第9条 宿泊客が当館（旅館）の客室を使用できる時間は、午後3時～翌昼11時までとします。ただし、連続して宿泊する場合には、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。

2. 当館（旅館）は、前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の使用に応じることがあります。この場合には次に掲げる追加料金を申し受けます。

・1時間 1室 ￥1,000（原則）

（利用規則の遵守）

第10条 宿泊客は、当館（旅館）内においては当館（旅館）が定めて館内（旅館）に掲示した利用規則に従っていただきます。

（営業時間）

第11条 当館（旅館）の主な施設等の営業時間は次のとおりとし、その他の施設等の詳しい営業時間は備え付けパンフレット、各所の掲示、客室内のサービスディレクトリー等でご案内いたします。

- (1) フロント（下記時間帯原則）
 - イ 門限 午後12時00分
 - ロ フロントサービス 午前7時30分～午後11時00分

(2) 飲食等（施設）サービス時間

- イ 朝食 午前7時30分～午前9時00分
 - ロ 昼食 午後12時00分～午後1時00分
 - ハ 夕食 午後5時30分～午後7時30分
- } 食事処
部屋食
（原則）

- ニ その他の飲食等
 - 喫茶 午前7時30分～午後11時
 - ラウンジ 午後8時～午前0時（原則）

(3) 付帯サービス施設時間

- 売店 午前7時30分～午後9時00分（原則）

2. 前項の時間は、必要やむを得ない場合には臨時に変更することがあります。その場合には、適当な方法をもってお知らせします。

（料金の支払い）

第12条 宿泊客が支払うべき宿泊料金等の内訳及びその算定方法は、別表第1に掲げるところによります。

2. 前項の宿泊料金等の支払いは、通貨又は当館（旅館）が認めた旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等これに代わり得る方法により、宿泊客の出発の際、又は当館（旅館）が請求した時、フロントにおいて行っていただきます。

3. 当館（旅館）が宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

（当館（旅館）の責任）

第13条 当館（旅館）は、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当館（旅館）の責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。

2. 当館（旅館）は、消防機関から適マークを受領しておりますが、万一の火災等に対処するため、旅館賠償責任保険に加入しております。

（契約した客室の提供ができないときの取扱い）

第14条 当館（旅館）は、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了解を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設をあっ旋するものとします。

2. 当館（旅館）は、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設のあっ旋ができないときは、違約金相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。ただし、客室が提供できないことについて、当館（旅館）の責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。

（寄託物等の取扱い）

第15条 宿泊客がフロントにお預けになった物品又は、現金並びに貴重品について滅失、毀損等の障害が生じたときは、それが不可抗力である場合を除き当館（旅館）は、その損害を賠償します。ただし、現金及び貴重品については、当館（旅館）がその種類及び価額の明告を求めた場合であつて、宿泊客がそれを行わなかったときは、当館（旅館）は15万円を限度としてその損害を賠償します。

2. 宿泊客が、当館（旅館）内にお持込みになった物品

又は現金並びに貴重品であって、フロントにお預けにならなかったものについて、当館（旅館）の故意又は過失により、滅失、毀損等の損害が生じたときは、当館（旅館）はその損害を賠償します。ただし、宿泊客からあらかじめ種類及び価額の明示のなかったものについては、5万円を限度として当館（旅館）はその損害を賠償します。

（宿泊客の手荷物又は携帯品の保管）

第16条 宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って当館（旅館）に到着した場合は、その到着前に当館が了解したときに限って責任をもって保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックする際お渡しします。

2. 宿泊客が、チェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品が、当館（旅館）に置き忘れられていた場合において、その所有者が判明したときは当館（旅館）は、当該所有者に連絡をするとともにその指示を求めるものとします。ただし、所有者の指示がない場

合又は所有者が判明しないときは、発見日を含め7日間保管し、その後最寄りの警察署に届けます。

3. 前2項の場合における宿泊客の手荷物又は携帯品の保管についての、当館（旅館）の責任は第1項の場合にあっては同条第1項の規定に、同項の場合にあっては同条第2項の規定に準ずるものとします。

（駐車場の責任）

第17条 宿泊客が当館（旅館）の駐車場をご利用になる場合、車両のキーの寄託の如何にかかわらず当館（旅館）は場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。ただし、駐車場の管理に当たり当館（旅館）の故意又は過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに任じます。

（宿泊客の責任）

第18条 宿泊客の故意又は過失により当館（旅館）が損害を被ったときは、当該宿泊客は当館（旅館）に対しその損害を賠償していただきます。

別表第1 宿泊料金の算定方法
（第2条第1項、第3条第2項及び第12条第1項関係）

		内 訳
宿泊客が支払うべき総額	宿泊料金1	① 基本宿泊料（室料+朝・夕食料） ② 税金 イ 一般消費税 ロ 入湯税
	宿泊料金2	③ 追加飲食（朝・夕食以外の飲食料）及びその他の利用料金 ④ 税金 イ 一般消費税 ロ 入湯税

備考 1. 子供料金は小学生以下に適用し、大人に準じる食事と寝具等を提供したときは大人料金の70%、子供用食事と寝具を提供したときは50%、寝具のみを提供したときは30%をいただきます。

別表第2 違約金（第6条第2項関係）

（単位：％）

契約 申込人数	契約解除の通知 を受けた 日	不	当	前	2	3	5	6	7	8	14	15	30
		泊	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日
14名まで		50	50	20	20	20							
15名～30名まで		50	50	20	20	20	20						
31名～100名まで		70	70	50	20	20	20	20	20	10	10		
101名以上		70	70	50	25	25	25	25	25	15	15	10	10

（注）1. ％は、基本宿泊料に対する違約金の比率です。

2. 契約日数が短縮した場合は、その短縮日数にかかわらず、1日分（初日）の違約金を収受します。